

官報 号外

平成五年六月十一日

○第百二十六回 衆議院會議録 第三十三号

平成五年六月十一日(金曜日)

議事日程 第二十五号
平成五年六月十一日

午後一時開議

- 第一 地方自治法の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 第二 林業改善資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 地方自治法の一部を改正する法律案(参議院提出)
 - 日程第二 林業改善資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
 - 日程第三 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- みなみまぐるの保存のための条約の締結について承認を求めるの件
商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

平成五年六月十一日 衆議院會議録第三十三号

午後一時二分開議
○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

日程第一 地方自治法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。地方行政委員長中馬弘毅君。

地方自治法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中馬弘毅君登壇〕

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会経済の進展に伴い、国と地方との双方に關係する行政分野が拡大しており、国と地方公共団体が相互信頼のもと、協力協同關係を一層促進することが要請されていることにかんがみ、地方公共団体全体の意向を国政に適切に反映するため、都道府県または市町村の長または議会の議長の全国的連合組織で自治大臣に届け出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法令その他の事項に関し、自治大臣を経由して内閣

地方自治法の一部を改正する法律案 林業改善資金助成法の一部を改正する法律案外一案

に対し意見を申し出、または国会に意見書を提出することができるとするものであります。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は、参議院提出によるものであり、六月四日日本委員会に付託され、昨日提出者の参議院地方行政委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長の報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

日程第二 林業改善資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案、日程第三、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長理事柳沢伯夫君。

〔柳沢伯夫君登壇〕

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案及び同報告書
林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(櫻内義雄君) ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案は、最近において林業就業者の減少、高齢化が進行し、林業の担い手の脆弱化が危惧されていることにかんがみ、林業外からの新規参入青年等林業の担い手を幅広く養成確保するとともに、福利厚生施設の充実により林業労働に従事する者を確保するため、青年林業者等養成確保資金及び林業労働福祉施設資金を創設する等の措置を講じようとするものであります。

次に、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案は、木材をめぐる状況が、材価の引き続く低迷等、厳しくなっていることにかんがみ、木材の生産、流通の一層の合理化を図るため、川上から川下に至る縦系列の業者の連携を促進することとし、木材産業等高度化推進資金の融資対象に森林所有者等を追加する等の措置を講じようとするものであります。

両法律案は、去る四月九日参議院より送付され、同日本委員会に付託されました。委員会におきましては、六月二日田名部農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨六月十日に質疑を行いました。質疑の中では、両法律案の改正事項のほか、森林法に基づく流域管理システムによる森林整備の進捗状況、国有林野事業の収支の改善等、森林・林業の活性化を図る各種の問題が取り上げられました。質疑を終了した後、まず、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。次いで、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案について、討論の後、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

平成五年六月十一日 衆議院會議録第三十三号

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○魚住汎英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件、参議院送付、商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件、右両件を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件外一件 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件、商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長伊藤公介君。

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤公介君登壇〕

○伊藤公介君 たいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、みなみまぐろ保存条約について申し上げます。我が国は、昭和五十七年以來、毎年オーストラリア及びニュージラランドとの間で、みなみまぐろの三國間協議を開催し、ミナミマグロの保存及び管理を図ってまいりました。しかし、近年の漁業資源の保存に対する国際的な関心の高まりを背景に、ミナミマグロの保存及び管理に係る国際的な法的枠組みを設定するため、昭和六十三年四月以降、三國間で協議を重ねてまいりました。その結果、最終的合意を見るに至りましたので、本年五月十日キャンベラにおいて三カ国政府の代表により本条約の署名が行われました。

本条約は、ミナミマグロの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保するための措置を決定するみなみまぐろ保存委員会の設置、非締約国の本

条約加入を奨励するための、また、本条約の目的達成に不利な影響を与える可能性のある非締約国等の漁獲活動を抑止するための締約国間の協力等について規定しております。

次に、ILO百二十号条約について申し上げます。ILOでは、産業構造の変化に伴い、商業及び事務所における衛生に関する法的枠組みをつくる

ことが検討された結果、本条約は、昭和三十九年七月八日ジュネーブで開催された第四十八回ILO総会において採択されたものであります。

本条約は、商業及び事務所に従事する労働者の健康を確保するため、商業事務所及び労働者が主として事務作業に従事する事業所における建物の清潔の保持、換気、照明等に関する一般原則及びその実施について定めております。

みなみまぐろ保存条約は、五月十八日外務委員会に付託され、同月二十六日武蔵外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。五月十九日武蔵外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本六月十一日両件について質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両件を一括して採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案

○魚住汎英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

厚生委員長提出、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案を議題といたします。厚生委員長浦野休真君。

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○浦野休真君 たいま議題となりました心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案について、趣旨弁明を申し上げます。

「国連障害者の十年」に引き続き、本年から「アジア太平洋障害者の十年」が発足することとされ、政府においても、新たな「障害者対策に関する長期計画」を策定し、これまでの理念及び目標を受け継ぎながら、新たな時代のニーズにも対応できるように積極的に取り組んでいくこととしております。

しかしながら、障害者の完全参加と平等を目指すためには、今後も引き続き施策の一層の充実強化が求められております。

本案は、このような障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応すべく、心身障害者対策基本

法を大幅に改正することとし、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための措置を講じようとするもので、本日の厚生委員会において、これを成案とし、全会一致をもって厚生委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

その主な内容は、
第一に、法律の題名を障害者基本法に改めるとともに、障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを法律の目的とすること、

第二に、法律の対象となる者の名称を「障害者」に改めるとともに、身体障害、精神薄弱または精神障害が法律の対象であることを明定すること、

第三に、基本的理念として、「すべて障害者は、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」を加えること、

第四に、十二月九日を「障害者の日」とすること、

第五に、政府は、障害者基本計画を策定するとともに、都道府県及び市町村も同様の計画を策定するよう努めること、

第六に、政府は、毎年、国会に、障害者の施策の概況に関する報告書を提出すること、

第七に、国及び地方公共団体は、障害者の医療、施設への入所、在宅障害者への支援及び雇用の促進等について、必要な施策を講ずること、

第八に、中央協議会の委員を、障害者及び障害者福祉事業の従事者のうちからも任命すること、

第九に、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、施策推進協議会及び基本計画等に関する規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること、

その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと
以上が、本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時十八分散会

出席國務大臣

- 外務大臣 武藤 嘉文君
厚生大臣 丹羽 雄哉君
農林水産大臣 田名部匡省君
自治大臣 村田敬次郎君

○朗読を省略した議長の報告

(質問答復)
一、去る九日、皇太子徳仁親王殿下結婚の儀に当たり、櫻内議長は、皇居において、天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈した。

(両院協議会請求)

一、去る八日、本院は、次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。

平成五年度一般会計補正予算(第一号)

平成五年度特別会計補正予算(特第一号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第一号)

(両院協議会協議委員議長副議長互選)
一、去る八日、協議委員議長副議長互選の結果、

次のとおり当選した。
平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会協議委員

- 議長 佐藤 信二君
副議長 石川 要三君

(西院協議会協議委員選挙通知)
一、去る八日、緒方事務総長から戸張参議院事務局長あて、本院は平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

- 佐藤 信二君 石川 要三君
粕谷 茂君 小杉 隆君
中川 昭一君 鴻池 祥肇君
野田田芳成君 桜井 新君
衛藤征士郎君 谷垣 禎一君

(通知書受領)

一、去る八日、戸張参議院事務局長から緒方事務局長あて、参議院は平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

- 橋山 篤君 小川 仁一君
志吉 裕君 村沢 牧君
山本 正和君 白浜 一良君
広中和歌子君 寺崎 昭久君
吉岡 吉典君 磯村 修君

一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農業機械化促進法の一部を改正する法律
農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
電波法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律
地方交付税法の一部を改正する法律

一、昨十日、藤森官内庁長官から櫻内議長あて、次の通知書を受領した。

宮内秘参甲第三七五号
平成五年六月九日

宮内庁長官 藤森 昭一
衆議院議長 櫻内 義雄殿
皇太子徳仁親王殿下の御結婚について
平成五年六月九日、皇太子徳仁親王殿下と小和田雅子嬢との結婚の儀を行われましたから、御通知申し上げます。

(予算送付及び通知)
一、去る八日、憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

- 平成五年度一般会計補正予算(第一号)
平成五年度特別会計補正予算(特第一号)
平成五年度政府関係機関補正予算(機第一号)

(報告書受領)

一、去る八日、平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会衆議院協議委員議長佐藤信二君から櫻内議長あて、両院協議会の成案を得なかつた旨の報告書を受領した。

平成五年度一般会計補正予算(第一号)両院協議会報告書
平成五年度特別会計補正予算(特第一号)両院協議会報告書
平成五年度政府関係機関補正予算(機第一号)両院協議会報告書

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。

首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成四年度首都圏整備に関する年次報告
(要求書受領)

一、去る八日、内閣から、公正取引委員会委員に植松敏君及び佐藤敷平君を任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る八日、内閣から、土地鑑定委員会委員に新井清光君、枝村利一君、川井健君、高橋敏君、中嶋計廣君、中村清君及び横須賀博君を任命した。

命したので、地価公示法第十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る八日、内閣から、中央更生保護審査委員会委員長に石原一彦君を任命したので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る八日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に金森久雄君を任命したので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知) 一、去る八日、本院は、公正取引委員会委員に楠松敏君及び佐藤勲平君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に金森久雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、土地鑑定委員会委員に新井清光君、枝村利一君、川井健君、高橋敏君、中嶋計廣君、中村清君及び横須賀博君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、中央更生保護審査委員会委員長に石原一彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。
平成元年度一般会計歳入歳出決算
平成元年度特別会計歳入歳出決算
平成元年度国税収納金整理資金受払計算書
平成元年度政府関係機関決算書

一、去る八日、本院は、次の件を是認した旨内閣に通知した。
平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

渡部 恒三君

加藤 万吉君

佐藤 敬治君

小谷 輝二君

金子徳之介君

申原 義直君

小林 恒人君

吉井 光昭君

吉井 光昭君

文政委員

辞任

山原健二郎君

藤田 スミ君

厚生委員

辞任

吉井 光昭君

小谷 輝二君

農林水産委員

辞任

加藤 敏一君

石橋 大吉君

田中 恒利君

藤田 スミ君

山原健二郎君

福永 信彦君

小川 信君

沢藤礼次郎君

科学技術委員

辞任

小宮山重四郎君

佐藤 敬夫君

秋葉 忠利君

辻 一彦君

加藤 敏一君

渡部 恒三君

加藤 万吉君

田中 恒利君

補欠

金子徳之介君

申原 義直君

小林 恒人君

吉井 光昭君

渡部 恒三君

加藤 万吉君

佐藤 敬治君

小谷 輝二君

補欠

藤田 スミ君

山原健二郎君

補欠

小谷 輝二君

吉井 光昭君

補欠

福永 信彦君

沢藤礼次郎君

小川 信君

山原健二郎君

藤田 スミ君

加藤 敏一君

田中 恒利君

石橋 大吉君

補欠

渡部 恒三君

加藤 敏一君

田中 恒利君

加藤 万吉君

佐藤 敬夫君

小宮山重四郎君

辻 一彦君

秋葉 忠利君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
交通安全対策特別委員

辞任

石井 智君

山内 弘君

山内 弘君

石井 智君

補欠

山内 弘君

石井 智君

(議案提出)

一、去る八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

(議案受領) 一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案

一、去る八日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案

一、昨十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
行政情報の公開に関する法律案

(議案付託) 一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案(大蔵委員長提出、参法第一五号)

(予) 一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第七五号)

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第七六号)

以上二件 内閣委員会 付託

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案(参議院提出、参法第一五号)

大蔵委員会 付託

水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(園田博之君外四名提出、参法第二一号)

環境委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(園田博之君外四名提出)

一、去る八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

(議案通知)

一、去る八日、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた旨参議院に通知した。
平成五年度一般会計補正予算(第一号)

平成五年度特別会計補正予算(特第一号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第一号)

(議案通知受領)

一、去る八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。
平成五年度一般会計補正予算(第一号)

平成五年度特別会計補正予算(特第一号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第一号)

一、去る八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
農業機械化促進法の一部を改正する法律案

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に
関する法律案

特定農山村地域における農林業等の活性化のた
めの基盤整備の促進に関する法律案

電波法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

(返付贈答受領)

一、去る八日、参議院から返付された次の内閣提
出案を受領した。

平成五年度一般会計補正予算(第一号)

平成五年度特別会計補正予算(特第一号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第一号)

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員児玉健次君提出社会保険診療報酬支
払基金の業務及び労働条件の改善に関する質問
に対する答弁書

平成五年五月十八日提出
質問 第一四号

社会保険診療報酬支払基金の業務及び労働条
件の改善に関する質問主意書

提出者 児玉 健次

社会保険診療報酬支払基金の業務及び労働
条件の改善に関する質問主意書

社会保険診療報酬支払基金は、社会保険等によ
る療養の給付に関する迅速適正な支払及び審査を
行うことを目的として設立された特殊法人で、厚
生大臣の指導・監督下にある。

同基金は、医療保険制度の拡大、人口の高齢
化、医療の高度化等に伴って、業務は増大し、内
容も複雑化している。

支払基金は国民生活を守るうえでも、医療保険
制度を支えるうえでも重要な位置を占めており、
公共サービス機関として適正な運営が求められて
いる。同時に、それを保障するための職員の数

平成五年六月十一日 衆議院会議録第三十三号

保・労働条件の改善は密接不可分なものである。
以下質問する。

一 千葉県浦安市は六十五歳から六十九歳までの
老人医療費の助成措置を行い、この審査・支払
業務の委託を支払基金に要請した。ところが、
支払基金は、厚生省からの指導により、協力し
ない態度をとっている。

このため浦安市の住民は、医療機関の窓口で
いったん医療費の自己負担額を支払ったうえ、
事後に同市より還付を受けるといふ煩瑣な手続
きを余儀なくされている。

これは浦安市だけでなく、新たに老人医療費
の助成措置を行った全国、多数の市町村が抱え
ている問題である。

基金は、受託できない理由として、老人医療
費助成措置による審査・支払業務が規則で定め
るものになっていないことをあげている。しか
し、基金は、現に十七都道府県で老人医療費助
成措置による審査・支払業務を受託しており、
矛盾した態度といわなければならない。

① 国民の医療・福祉の充実のために、自治体
が行っている老人医療費助成措置に基づく業
務を支払基金が受託するよう厚生省は指導す
べきではないか。

② 近年多くの自治体で障害者ならびに乳幼児
に対する医療費の助成措置が行われている
が、これも基金による審査・支払業務が行わ
れていない。支払基金が積極的にこれらの業
務に協力するよう指導すべきではないか。

二 支払基金による審査済のレセプトの再審査を
一部保険者は民間業者に委託している。保険者
が患者名、傷病名、診療内容等が記載されたレ
セプトを外部に持ち出すことは、患者、診療担
当者のプライバシーにかかわる問題であり禁止
すべきではないか。

三 支払基金では昨年一月から週休二日制が実施
されている。ところが、医療機関からの支払基
金に対するレセプトの提出期限は毎月十日と

朗読を省略した議長報告

なっていることから、十日が土、日曜日にあ
たる場合、職員が休日出勤を余儀なくされてい
る。提出締切日が、土、日曜日にあたる場合は
省令で繰延べを規定すべきではないか。

審査委員会を土、日曜日に開催しているこ
ろもあるが、改めるべきではないか。

四 支払基金の業務量・取扱件数は、ここ十年間
で二五・七%増えている。件数が増えているだ
けでなく、レセプトの内容も複雑化し、再審査
処理等も急増している。しかし職員の定数は十
年間で、五・七%の増におしとどめられ、業務
量の増加を臨時職員の増員によって辛うじて処
理しているというのが現状である(職員と臨時
職員の比率は八十三年度の五対一から九十二年
度は三対一となっている)。

① 支払基金の職員定数が過少に抑えられてい
ることは明らかである。「公共的サービス機
関としての任務と、職員の権利確保という観
点から、職員定数の見直しが必要ではない
か。

なお、支払基金の職員定数の算出基準につ
いて明らかにされたい。

② 支払基金の臨時職員は、一カ月平均十一
十三日間雇用され、一日の労働時間は六、七
時間、雇用契約は一カ月単位であり、五年以上
の勤続者が臨時職員全体の二五%にもなっ
ている。しかし、臨時職員の労働条件は劣悪であ
り、「パートタイム労働者の処遇及び労働条
件等について考慮すべき事項に関する指針」
(平成元年六月二十三日労働省告示第三十九
号)にてらしても賃金、賞与において「通常の
労働者との均衡」を失い、退職金はいまなお
支給されていない。臨時職員の正職員への任
用促進をふくめて、こうした事態に対する指
導・監督の強化をどのように行っているか。

右質問する。

内閣衆質一二六第一四号
平成五年六月八日

内閣総理大臣 宮澤 喜一
衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議員児玉健次君提出社会保険診療報酬支
払基金の業務及び労働条件の改善に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員児玉健次君提出社会保険診療報
酬支払基金の業務及び労働条件の改善に関
する質問に対する答弁書

一 について
医療保険制度における一部負担金は、医療を
受ける者と受けない者との均衡を図るといふ観
点等から、受診者に一定の負担をせよという観
念に基づき設けられたものであり、こうした趣
旨と相反する地方公共団体による医療費助成措
置に係る審査又は支払業務を、新たに、社会保
険診療報酬支払基金(以下「支払基金」といふ)
に受託させる考えはない。

二 について
保険者における診療報酬明細書(以下「レセプ
ト」といふ)の点検は、原則として保険者自ら
が実施することが望ましいものと考えている
が、一部の保険者において、専門職員の確保が
難しい等の理由で、この点検を外部に委託する
ことはやむを得ないと考えている。しかし、そ
の場合には、保険者の管理体制を確立するこ
と、委託契約に秘密を守る事項を入れ、それを
遵守させること等により、被保険者等のプライ
バシー保護に万全を尽くすよう保険者の指導を
行っているところである。

三 について
レセプトの提出期限については、保険医療機
関等の診療及び請求、支払基金における審査、
保険者の支払等の一連の手続が短期間に処理さ
れる必要があることから、診療月の翌月の十日
までとしているところであり、レセプトの提出

本資金においては、従来の林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図るべき安全衛生施設を導入するために必要な資金に加え、林業労働に従事する者を確保するために普及を図るべき福利厚生施設を導入するために必要な資金を新たに貸付対象とすること。

2 林業後継者等養成資金を再編拡充して、青年林業者等養成確保資金を創設すること。本資金においては、林業外からの新規参入青年等も含め幅広い層に対応し得るよう、貸付対象者の範囲を新規参入者等を含む青年林業者、林業労働に従事する者その他の林業を担うべき者に拡大するとともに、資金内容を拡充して、林業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な林業経営の基礎を形成するのに必要な資金とすること。

3 貸付金の償還期間を五年以内(林業労働安全衛生施設資金にあつては七年以内)から十年以内に延長すること。

4 貸付金の据置期間を三年以内とすること。

5 都道府県が行う林業改善資金の貸付に際し必要な保証については、従来の保証人によるもののほか、担保の提供によることもできるとすること。

6 この法律は、公布の日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由
本案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業の担い手を幅広く養成確保するための適切な措置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成五年六月十日
農林水産委員長 平沼 赳夫
衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成五年六月十一日 衆議院会議録第三十三号

〔別紙〕

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国の森林、林業は、国土の保全、水資源のかん養、国民の保健休養などの公益的機能を有し、木材その他の林産物を持続的に供給する等、国民生活の向上を図る上できわめて重要な役割を果たしている。こうした役割を一層強化するためには、多様で質的に優れた森林を適正に整備していくとともに、定住条件の整備を進め山村の健全な維持・発展を図っていくことが不可欠となっている。

よつて政府は森林の流域管理システムを確立する方向に即しつ、林業生産基盤の整備、林業事業体の体質強化、森林組合の事業活動の推進、林業金融制度の充実、林業従事者の就業条件の改善、林業を担うべき者の確保等について格段の努力をすするとともに、本法の施行に当たっては左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 林業改善資金の充実を図るため、林業生産の動向、資金需要の実態に即応して、貸付金の範囲と限度額の拡大、資金種の確保等本制度の運用の改善に努めること。

二 本資金の貸付に当たっては、林業普及指導組織、市町村、森林組合その他関係機関の連携・協力を一層強化し、借受者に対し適切な助言、指導が行われるよう努めること。

三 間伐の実施を促進するため、作業道等の生産基盤の整備、間伐等育林用機械の開発、流通加工施設の整備、間伐に必要な資金の貸付条件の整備を進めるとともに、間伐材の需要開発に努めること。

四 青年林業者等林業への新規参入者、林業の後継者を確保していくため、林業に対する関心を喚起し、就労を働きかける取組み、普及・宣伝活動などを推進していくとともに、林業経営、林業技術に関する研修施設及び研修内容の充実を図る。

努めるほか、林業事業者等における労働条件の向上に努め、林業への就労の確保を図っていくこと。

五 高性能林業機械の導入を積極的に進めることとし、林業事業者等に対して安定的な事業量の確保に努め、路網の整備を図っていくとともに、林業労働に従事する者が機械操作の習熟に取り組める体制の整備に努めること。

六 林業労働に従事する者の確保を促進するため、地域における就労の形態に配慮した林業労働環境の整備及び林業労働に係る災害を防止するための安全衛生対策の充実を図ること。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
平成五年四月九日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
参議院議長 原 文兵衛

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律
林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国内産木材」を「木材」に改める。
第二条第一項及び第二項中「国内産木材」を「木材」に改め、同条第三項中「するときは」の下に「木材の生産及び流通の合理化に関する事項(第五、六条第二項第三号に掲げる者に係る部分に限る。)」について関係行政機関の長に協議し、かつ」を加える。

第五条第一項中「国内産木材」を「木材」に改め、「合理化計画」という。の下に「であつて生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするもの」を加え、同項第一号中「生産森林組合又は森林組合連合会を

「森林組合連合会又はその他の森林所有者(森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。))の組織する団体」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 森林所有者
第五条第四項中「前三項」を「前各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項を加え、同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第二号中「国内産木材」を「木材」に改め、「とるべき」の下に「次に掲げる」を加え、同号に次のように加える。

イ 第一項の申請に係る合理化計画にあつては、事業の経営改善に関する措置
ロ 前項の申請に係る合理化計画にあつては、木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置
第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者ととの共同の申請に基づき、これらの者が作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができ、
一 前項各号に掲げる者
二 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とするもの
三 関連業種(その業種に属する事業と木材製造業又は木材卸売業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に当該するもの)として農林水産省令で定める業種をいう。に属する

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案及び同報告書 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 七

事業を行う者(以下「関連事業者」という。)又は関連事業者の組織する団体

第六条第一号中「前条第一項」の下に「又は第二項を、」を受けた者」の下に「(関連事業者又は関連事業者の組織する団体を除く。)」を加え、「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、同条第二号中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(課税の特例)

第九条 第五条第二項第二号に掲げる法人との共同の申請に基づき同項の認定を受けた素材生産業者は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、木材の生産及び流通の一層の合理化を図るため、合理化計画制度を拡充する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 本法の目的として、木材一般の生産及び流通の合理化に必要な資金の融通に関する措置を講ずることを位置付けるとともに、農林水産大臣が策定する基本方針に定められる事項を林業経営の改善並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項に改めることとする。

2 森林所有者の伐採活動を促進するため、森林所有者又はその組織する団体を合理化計画の作成主体に追加すること。また、木材の生産及び流通部門の構造改善を進めるため、木材製造業者等が共同して、構造改善に関する措置を内容とする合理化計画を新たに作成することができるとし、その作成主体に地域の林業の振興を図ることを目的とする第三セクター及び木材の需要者等の関連事業者を追加すること。

3 素材生産業者の機械化の促進を図るため、地域の林業の振興を図ることを目的とする第三セクターとの共同の申請に基づき構造改善に関する措置を内容とする合理化計画の認定を受けた素材生産業者は、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができることとする。

4 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、木材の生産及び流通の一層の合理化を図るための適切な措置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成五年六月十日

農林水産委員長 平沼 赳夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

(別紙)

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国の木材需給は、依然として多くを外材へ依存していることに加え、国内林業及びその関連

産業の生産活動は停滞しており、このまま推移すれば現在成熟過程にある国内森林資源を将来において有効利用していくことが困難となる懸念が生じているところである。また一方で、外材の供給には、木材輸出国における環境保護運動の高まり、資源的制約等から、不透明な状況が生じてきており、国産材時代の実現に向けた取組みがますます重要となつてきている。このため、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 海外の森林資源の状況、木材輸出国の動向及び我が国の人工林資源の育成状況に対応し、必要に応じて「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需給及び供給に関する長期の見通し」を変更するなどにより、長期にわたり木材の安定的かつ持続的な供給が行われるよう、林業及びその関連産業に対して的確に指針を示し、諸施策の整備充実を図ること。

二 木材の需要拡大と有効利用を図る観点から、学校等公共施設における木材利用の促進、新たな木材の利用技術の開発と実用化及び合板の原料転換を進め、これらに必要な木材供給の体制を整備すること。

三 木造住宅とりわけ在来工法によるものに対する国民の評価が高く、また国産材時代を実現していく上で在来工法による木造住宅の建設促進が重要であることにかんがみ、大工技能者等の育成確保、プレカットシステムの普及等各種施策の充実強化に努めること。

四 外材に対抗し得る国産材の流通体制の整備と木材産業の体質強化を図るため、流域林業サービスセンターを中心とした地域情報サービスの積極的な活用等を通じて、生産から加工・流通まで一体となった国産材の低コスト安定供給体制の整備に努めること。

また、本法の運用に当たり、外材だけを取り扱う事業者に資金の貸付けが偏ることがないよう、適切な運営に努めること。

五 本法の運用に当たっては、引き続き中小・零細林家及び事業者が十分配慮し、申請者の計画作成に対して適切な助言、指導を行い、林業経営改善計画及び合理化計画の認定についても、その手続きの円滑な処理を図ること。

右決議する。

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めらるるの件

国会に提出する。

平成五年五月十八日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めらるるの件
みなみまぐろの保存のための条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらるる。

理由

政府は、みなみまぐろの保存及び最適利用に関する国際協力の促進を図るため、平成五年五月十日にキャンベラで、みなみまぐろの保存のための条約に署名した。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

みなみまぐろの保存のための条約

この条約の締結国は、

みなみまぐろに関する共通の利益を考慮し、オーストラリア、日本国及びニュー・ジラランドが、みなみまぐろの保存及び管理のための措置を既に講じてきたことを想起し、関連する国際法の諸原則に基づき締結国の権利及び義務に十分な考慮を払い、

海洋法に関する国際連合条約が千九百八十二年に採択されたことに留意し、

諸国が排他的経済水域又は漁業水域を設定し、かつ、これらの水域内において生物資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利又は管轄権を国際法に従って行使していることに留意し、

みなみまぐろがこれらの水域を通過して回遊する高度回遊性の種であることを認め、

みなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する沿岸国が、これらの水域内においてみなみまぐろを含む生物資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を行使していることに留意し、

みなみまぐろの保存及び管理のための科学的調査の重要性並びにみなみまぐろ及び生態学上これに関連する種に関する科学的情報の収集の重要性を認め、

第一条

この条約は、みなみまぐろ(トックス・マコイ)について適用する。

第二条

この条約の適用上、(a)「生態学上関連する種」とは、みなみまぐろと関連を有する海洋生物の種(みなみまぐろを捕食する生物及びみなみまぐろのえさとなる生物の双方を含むが、これらに限られない。)をいう。

(b)「漁獲」とは、次の(i)及び(ii)をいう。

- (i) 魚類を採捕すること又は魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動
(ii) (i)に掲げる活動を準備し又は直接に補助するため海上における作業

第三条

この条約の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。

この条約のいかなる規定も、又はこの条約の規定に基づいて採択されるいかなる措置も、この条約の締約国が締約国となつていない条約その他の国際的な合意に基づく権利及び義務に関する当該締約国の立場又は見解並びに海洋法に関する当該締約国の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。

第四条

各締約国は、この条約の実施及び第八条7の規定により拘束力を有することとなる措置の遵守を確保するため、すべての必要な行動をとる。

第五条

締約国は、みなみまぐろ保存委員会に対し、みなみまぐろ及び適当な場合には生態学上関連する種の保存に関する科学的情報、漁獲量及び漁獲努力に係る統計その他の資料を速やかに提供する。

締約国は、適当な場合には、みなみまぐろ及び生態学上関連する種の科学的調査に関係のある漁業資料、生物学標本その他の情報の収集及び直接交換について協力する。

締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶によるみなみまぐろの漁獲に関する情報の交換について協力する。

第六条

締約国は、この条約によりみなみまぐろ保存委員会(以下「委員会」という。)を設置する。締約国は、委員会を維持することに合意する。

各締約国は、委員会において三人以下の代表により代表されるものとする。これらの代表は、専門家及び顧問を同伴することができる。

委員会は、毎年八月一日の前又は委員会が決定する他の時期に年次会合を開催する。

委員会は、各年次会合において、代表のうちから議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、異なる締約国から選出されるものとし、後任者がその次の年次会合において選出されるまでの間在任する。代表は、議長として行動する場合に、投票権を有しない。

委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請により、かつ、その要請が少なくとも他の二締約国の支持を得た場合に、議長が招集する。

第七条

各締約国は、委員会において一の票を有する。委員会の決定は、委員会の会合に出席する締約国の全会一致の投票によって行い。

第八条

委員会は、次に掲げる情報を収集し、及び蓄積する。(a) みなみまぐろ及び生態学上関連する種に関する科学的情報、統計資料その他の情報

委員会は、法人格を有するものとし、他の国際機関との関係において及び締約国の領域において、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国の領域における委員会及びその職員の特権及び免除は、委員会と関係締約国との間で合意することによる。

委員会は、第十条1の規定に基づき事務局を設置する時に委員会の本部の所在地を決定する。

第九条

委員会の公用語は、日本語及び英語とする。提案及び資料は、いずれの国語によっても委員会に提出することができる。

各締約国は、委員会において一の票を有する。委員会の決定は、委員会の会合に出席する締約国の全会一致の投票によって行い。

第十条

委員会は、次に掲げる情報を収集し、及び蓄積する。(a) みなみまぐろ及び生態学上関連する種に関する科学的情報、統計資料その他の情報

みなみまぐろの漁業に係る法令及び行政措置に関する情報

第十一条

この条約及びこの条約の規定に基づいて採択する措置の解釈及び実施

第十二条

次条に定める科学委員会によって報告される事項

この条約の規定を実施するために必要なその他の活動

みなみまぐろの保存、管理及び最適利用のため、委員会は、次条2(c)及び(d)に規定する科学委員会の報告及び勧告に基づき他の適当な措置を決定しない限り、総漁獲可能量及び締約国に対する割当量を決定する。

第十三条

委員会は、3の規定に基づき締約国に対する割当量を決定する際に、次の事項を考慮する。(a) 関連する科学的な証拠

みなみまぐろの漁業の秩序ある持続的発展の必要性

第十四条

みなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する締約国の利益

5 委員会は、この条約の目的の達成を促進するため、締約国に対する勧告を決定することができる。

6 委員会は、3の規定に基づく措置及び5の規定に基づく勧告を決定する際に、次条2(c)及び(d)に基づく科学委員会の報告及び勧告を十分に考慮する。

7 3の規定に基づいて決定されるすべての措置は、締約国を拘束する。

8 委員会は、その決定する措置及び勧告をすべての締約国に速やかに通告する。

9 委員会は、みなみまぐろの保存及び管理に必要な科学的知識を増進するため並びにこの条約及びこの条約の規定に基づいて採択する措置の効果的な実施を達成するため、できる限り早期にかつ国際法に反することなく、みなみまぐろに関連するすべての漁獲の活動を把握する制度を開発する。

10 委員会は、その任務の遂行上望ましいと認める補助機関を設置することができる。

第九条

1 締約国は、この条約により委員会の諮問機関として科学委員会を設置する。

2 科学委員会は、次のことを行う。
(a) みなみまぐろの個体群の状態及び傾向を評価し及び分析すること。
(b) みなみまぐろに関する調査及び研究を調整すること。

(c) みなみまぐろの資源の状態及び適当な場合には生態学上関連する種の状態についての所見又は結論(科学委員会における一致した意見、多数の意見及び少数の意見を含む)を委員会に報告すること。
(d) 適当な場合には、みなみまぐろの保存、管理及び最適利用に関する事項について、意見の一致により委員会に勧告すること。

(e) 委員会によって付託された事項を審議すること。

3 科学委員会の会合は、委員会の年次会合に先立って開催される。科学委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請によって随時招集される。ただし、その要請が少なくとも他の二の締約国によって支持されることを条件とする。

4 科学委員会は、その手続規則を採択し、及び必要に応じて改正する。手続規則及びその改正は、委員会により承認されなければならない。

5 (a) 各締約国は、科学委員会の構成国となるものとし、適当な科学上の資格を有する代表を任命する。代表は、代表代理、専門家及び顧問を同伴することができる。
(b) 科学委員会は、議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、異なる締約国から選出されるものとする。

第十条

1 委員会は、その決定する条件に基づき、委員会が任命する事務局長及び適当な職員から成る事務局を設置することができる。職員は、事務局長が任命する。

2 事務局が設置されるまでの間、委員会の議長は、その所属する政府の中から委員会の書記として行動する職員を指名する。書記は、3に規定する事務局の任務を一年の任期で遂行するものとする。委員会の議長は、委員会の各年次会合において、書記の氏名及び連絡先を締約国に通告する。

3 事務局の任務は、委員会が定めるものとし、次のことを含む。
(a) 委員会の公用通信を発売すること。
(b) この条約の目的の達成に必要な資料の収集を容易にすること。
(c) 委員会及び科学委員会のために管理関係の報告その他の報告を作成すること。

第十一条

1 委員会は、年次予算を決定する。

2 年次予算に係る各締約国の分担金は、次の方式により算定する。

(a) 予算の三十パーセントの額は、すべての締約国の間に均等に割り当てられる。
(b) 予算の七十パーセントの額は、みなみまぐろの漁獲量に比例してすべての締約国の間に割り当てられる。

3 第七条の規定にかかわらず、連続した二年の間分担金を支払わない締約国は、委員会が別段の決定をしない限り、その義務を履行するまでの間委員会における決定の手続に参加する権利を有しない。

4 委員会は、その運営及びその任務の遂行に関する会計規則を決定し、及び必要に応じて改正する。

5 各締約国は、委員会及び科学委員会の会合への出席に係る自国の経費を負担する。

第十二条

1 委員会は、この条約の目的の達成を促進するため、特に、科学的情報を含む入手可能な最善の情報を取得することにつき、関連する目的を有する他の政府間機関と協力するものとし、また、これらの政府間機関の業務との重複を避けるよう努める。委員会は、このため、これらの政府間機関と取決めを行うことができる。

第十三条

1 締約国は、委員会が望ましいと認める場合には、この条約の目的の達成を促進するため、いずれかの国のこの条約への加入を奨励することにつき、相互に協力する。

第十四条

1 委員会は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶がみなみまぐろを採捕しているもの及びみなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する沿岸国に対し、委員会及び科学委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。

第十五条

1 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶による漁獲の活動に関する事項であつてこの条約の目的の達成に影響を与える可能性があるものについて、当該国又は団体の注意を喚起することに同意する。
2 各締約国は、自国民がこの条約の締約国でない国又は団体によるみなみまぐろ漁業に参与することがこの条約の目的の達成に不利な影響を与える可能性がある場合には、自国民に対しそのようなみなみまぐろ漁業に参与しないよう奨励する。

第十六条

1 この条約の解釈又は実施に関して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又はこれらの締約国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、これらの締約国間で協議する。

2 1に規定する紛争で1の規定によって解決されなかつたものは、それぞれの場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所又は仲裁に付託する。もっとも、紛争当

の能力を有するものに対して、委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。

事国は、国際司法裁判所又は仲裁に付託することについて合意に達することができなかった場合においても、1に規定する各種の平和的手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。

第十七条

1 この条約は、オーストラリア、日本国及びニュー・ジブランドによる署名のために開放しておく。

第十八条

この条約の効力発生後、自国の船舶がみなまぐろの漁獲に従事する他の国又はみなまぐろが自国の排他的経済水域若しくは漁業水域を通過して回遊する他の沿岸国は、この条約に加入することができ、この条約は、当該他の国又は当該他の沿岸国に対しては、その国の加入書の寄託の日

第十九条

留保は、この条約のいかなる規定についても付することができない。

第二十条

いずれの締約国も、この条約から脱退する意図を寄託政府に公式に通告した日の後十一箇月でこの条約から脱退することができる。

第二十一条

1 いずれの締約国も、この条約の改正をいつても提案することができる。

2 三分の一以上の締約国が提案された改正につき協議するための会合を要請する場合には、寄託政府は、会合を招集する。

3 改正は、寄託政府がすべての締約国から改正の批准書、受諾書又は承認書を受領した時に、効力を生ずる。

第二十二条

1 この条約の原本は、寄託政府であるオーストラリア政府に寄託する。寄託政府は、その認証原本を他のすべての署名国及び加入国に送付する。

第二十三条

1 第六十六条にいう仲裁裁判所は、次のとおり任命される三人の仲裁人により構成する。

第二十四条

(a) 仲裁手続を開始する紛争当事国は、他の紛争当事国に仲裁人の氏名を通報するものとす。他の紛争当事国は、その通報を受けた後

第二十五条

(b) 第二の仲裁人が所定の期間内に任命されなかった場合又は第三の仲裁人の任命について紛争当事国が所定の期間内に合意に達しなかつた場合には、当該第二又は第三の仲裁人は、いずれかの紛争当事国の要請により、この条約の締約国である国の国籍を有してい

裁判所事務総長が任命する。

第二十六条

1 仲裁裁判所の判断は、最終的なものとし、すべての紛争当事国及び仲裁手続に参加するいづれの国も拘束する。これらの国は、直ちにその判断に従うものとする。

第二十七条

1 日本国のために
長谷川和年
ニュー・ジブランドのために
E・A・ウッドフィールド

第二十八条

みなまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

第二十九条

本件の目的及び要旨
我が国は、昭和五十七年以来毎年オーストラリア及びニュー・ジブランドとの間でみなまぐろの三國間協議を開催し、毎漁期の三箇国によるみなまぐろの総漁獲可能量及びその各国別割当量につき協議することを通じてみなまぐ

ろの保存及び管理を図ってきたが、近年の漁業資源の保存に対する国際的な関心の高まりを背景として、みなまぐろの保存及び管理に係る枠組みを一層整備することが必要であると認識されるに至った。

第三十条

1 締約国は、条約の実施並びにみなまぐろの保存、管理及び最適利用のためみなまぐろの保存委員会が決定する総漁獲可能量及び締約国に対する割当量その他の追加的措置の遵守を確保するための必要な行動をとること。

第三十一条

2 締約国は、みなまぐろの保存委員会を設置し、委員会は、みなまぐろに関する科学的情報、統計資料等を収集・蓄積するとともに、その保存、管理及び最適利用のための措置を決定すること。

第三十二条

3 締約国は、みなまぐろの保存委員会の諮問機関として科学委員会を設置し、委員会は、みなまぐろの資源に係る評価・分析等を行い、みなまぐろの保存委員会に報告あるいは勧告を行うこと。

第三十三条

4 締約国は、条約の目的達成を促進するため、非締約国の条約加入奨励につき相互に協力すること。

第三十四条

5 締約国は、条約の目的達成に不利な影響を与える可能性がある非締約国等によるみなま

まぐるの漁獲活動を抑止することにつき相互に協力すること。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、条約の解釈・実施に関する紛争の解決のための仲裁裁判所について定めてある。

本条約は、日本、オーストラリア及びニュー・ジラランドの三箇国の三番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約の締結により、みなまぐるの保存及び最適利用が関係国による国際的な管理体制の下で一層効果的に確保されることが期待されるほか、漁業資源の保存に対し国際的な関心が高まりつつある中で、本条約を通じてみなまぐるの科学的かつ合理的な資源管理を行っていることを示すことは、我が国漁業者によるみなまぐるの漁業の安定的操業の維持を図る上でも重要であり、有意義な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成五年六月十一日

外務委員長 伊藤 公介

衆議院議長 櫻内 義雄殿

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月二十六日

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 櫻内 義雄殿

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号) 国際労働機関の総会は、

その会期の議事日程の第四議題である商業及び事務所における衛生に関する提案の採択を決定し、

その提案のうちのあるものが国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百六十四年の衛生(商業及び事務所)条約と称することができらる。)を千九百六十四年七月八日に採択する。

第一部 締結国の義務

第一条

この条約は、次のものについて適用する。

(a) 商業事業所

(b) 労働者が主として事務作業に従事する事業所、団体及び行政機関

(c) その他の事業所、団体又は行政機関における部門であつて、労働者が主として商業又は事務作業に従事するもの。ただし、これらの部門が工業、鉱業、運送業又は農業における衛生に関する国内法令又は他の制度の適用を受けない場合に限る。

第二条

権限のある機関は、前条に掲げる事業所、団体、行政機関又はこれらにおける部門のうち特定の種類のものについて、この条約の規定の全部又は一部を適用することが雇用の事情及び条件に照らして不適当である場合には、この条約の規定の全部又は一部の適用を除外することができる。もつとも、その適用の除外は、直接に関係のある使用者団体及び労働者団体が存在するときは、これらの団体と協議した上で行うものとする。

ある事業所、団体又は行政機関がこの条約の適用を受けるものであるかについて疑いがある場合には、権限のある機関が(関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在するときは、これらの団体と協議した上で)これを解決するか、又は国内法及び国内慣行に適合する他の方法によりこれを解決する。

第三条

この条約を批准する加盟国は、次のことを約束する。

第四条

(a) 第二部に規定する一般原則の適用を確保するための法令を維持すること。

(b) 千九百六十四年の衛生(商業及び事務所)勧告の規定又はこれと同様の規定を国内事情の下で可能なかつ望ましい限りにおいて実施すること。

第五条

この条約を実施するための法令及び千九百六十四年の衛生(商業及び事務所)勧告の規定又はこれと同様の規定を国内事情の下で可能なかつ望ましい限りにおいて実施するための法令は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在するときはこれらの団体と協議した上で、作成する。

第六条

1 前条に規定する法令の効果的な適用を確保するため、適切な監督その他の手段により、適当な措置をとる。

第七条

2 この条約を実施する方法として適当な場合には、前条に規定する法令の実施を確保するため、制裁の形で必要な措置をとる。

第二部 一般原則

第七条

労働者が使用するすべての建物及びその設備は、適正に維持し及び清潔に保つ。

第八条

労働者が使用するすべての建物の換気は、自然のものであるか人工のものであるか又はその双方のものであるかを問わず、新鮮な又は浄化された空気を供給する十分かつ適当なものとする。

第九条

労働者が使用するすべての建物の照明は、十分かつ適当なものとし、作業場には、自然の光をできる限り採り入れる。

第十条

労働者が使用するすべての建物においては、事情が許す限り、快適なかつ安定した温度を維持する。

第十一条

すべての作業場の設置及び作業部署の配置は、労働者の健康に有害な影響を及ぼさないようなものとする。

第十二条

労働者に対しては、十分量の衛生的な飲料水その他の飲料を提供する。

第十三条

十分かつ適当な洗浄設備及び衛生設備が設けられ、適正に維持されるものとする。

第十四条

労働者に対しては、十分かつ適当な腰掛けを提供するものとし、労働者は、これを使用する適当な機会を与えらる。

第十五条

作業中に着用しない衣類については、その着替え、保管及び乾燥のための適当な設備を設け、適正に維持する。

第十六条

建物の地下部分又は窓のない建物であつて、作業が通常行われるものは、適当な衛生基準に適合するものとする。

第十七条

労働者は、適當かつ実行可能な措置により、不快、不健康、有毒その他何らかの理由により有害な物質、作業方法及び技術から保護される。作業の性質上必要な場合には、権限のある機関は、保護具について定める。

第十八条

労働者に有害な影響を及ぼすおそれのある騒音及び振動は、適當かつ実行可能な措置により、できる限り減少させる。

第十九条

この条約が適用されるすべての事業所、団体若しくは行政機関又はこれらにおける部門は、その規模及び生ずるおそれのある危険を考慮して、次のいずれかのことを行う。

- (a) 自己の診療所又は救急施設を維持すること。
(b) 他の事業所、団体若しくは行政機関又はこれらにおける部門と共同で診療所又は救急施設を維持すること。
(c) 救急用具棚、救急箱又は救急用具一式を備えること。

第三部 最終規定

第二十条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第二十一条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。
2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十二条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書に

平成五年六月十一日 衆議院会議録第三十三号

よってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了するごとに、この条約に定める条件に従ってこの条約を廃棄することができる。

第二十三条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第二十四条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務局長に通知する。

第二十五条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることと可否を検討する。

第二十六条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第二十二條の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。
(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めの件及び同報告書

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十七条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百六十四年七月九日に閉会を宣言されたその第四十八回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証書として、我々は、千九百六十四年七月十三日に署名した。

総会議長

アンドレス・アギラール・モズリール
国際労働事務局長
デイヴィッド・A・モリス

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めの件(參議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨
国際労働機関(以下「ILO」という)では、産業構造の変化に伴い、商業及び事務作業に従事する労働者が急速に増加し、これらの労働者の健康を確保するための取組みが重要な課題として認識されることとなった。こうした状況を背景に、商業及び事務所における衛生に関する法的枠組みを作ることが検討され、昭和三十九年七月八日、第四十八回ILO総会において、本条約が採択された。

本条約は、商業及び事務作業に従事する労働者の健康を確保することを目的としたものであり、その主な内容は次のとおりである。
1 この条約は、商業事業所、労働者が主として事務作業に従事する事業所等について適用すること。
2 この条約を批准する加盟国は、この条約が規定する次の一般原則の適用を確保するための法令を維持することを約束すること。
(1) 労働者が使用するすべての建物は、清潔に保持し、換気及び照明は十分かつ適当なものとし、快適なかつ安定した温度を維持する。
(2) 作業場の設置等は、労働者の健康に有害な影響を及ぼさないよう配慮する。
(3) 労働者に対しては、飲料水等が提供され、適当な洗浄設備及び衛生設備が設置される。
(4) 労働者は、有害な物質、作業方法等から保護され、また、労働者に有害な影響を及ぼすおそれのある騒音及び振動は、できる限り減少させる。
(5) この条約が適用される事業所等は、診療所又は救急施設等を維持する。
3 この条約を実施するための法令等は、代表的な使用者団体及び労働者団体が存在するときはこれらの団体と協議した上で、作成すること。
4 締約国は、この条約を実施する法令の効果的な適用を確保するため、監督等の措置を取ること。
なお、本条約は、昭和四十一年三月二十九日に効力を生じており、我が国については批准が国際労働機関事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになっている。
よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといっているのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、商業事業所、労働者が主として事務作業に従事する事業所等の衛生に関する我が国の姿勢を内外に示し、この分野における国際協力に寄与する見地から有意義

であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年六月十一日

外務委員長 伊藤 公介

衆議院議長 櫻内 義雄殿

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成五年六月十一日

提出者

厚生委員長 浦野 林興

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案

律

心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者基本法

目次中「第八条」を「第九条」に、「心身障害者の発生の予防に関する基本的施策(第九条)」を「障害者の福祉に関する基本的施策(第十条)」に、「心身障害者の福祉に関する基本的施策(第十条)」を「障害者の予防に関する基本的施策(第二十六条)」に、「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、精神薄弱又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

第三条の見出しを(「基本的理念」)に改め、同条中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

第四条中「心身障害者の発生を予防し、及び心身障害者」を「障害者」に、「増進する」を「増進し、及び障害を予防する」に改める。

第五条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第六条第一項中「心身障害者」を「障害者」に、「参与する」を「参加する」に改め、同条第二項中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(障害者の日)

第六条の二 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者の日を設ける。

2 障害者の日は、十二月九日とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

第七条中「心身障害者」を「障害者」に、「心身障害」を「障害」に、「連けい」を「連携」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(障害者基本計画等)

第七条の二 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害者の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者ための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」といふ。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者ための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」といふ。)を策定するよう努めなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画(都道府県障害者計画)が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者ための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」といふ。)を策定するよう努めなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。

6 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

7 都道府県又は市町村は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。

8 第四項及び第六項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の変更について準用する。

「第二章 心身障害者の発生を予防する基本的施策」を削る。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

「第三章 心身障害者の福祉に関する基本的施策」を「第二章 障害者の福祉に関する基本的施策」に改める。

第十条の見出し中「保護等」を削り、同条第一項中「心身障害者が」を「障害者が」に、「行ない、及び心身障害者の障害を補うために必要な補装具その他の用具の給付を行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「指導、訓練及び補装具その他の用具」を削り、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

(施設への入所、在宅障害者への支援等)

第十条の二 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢並びに障害の種類及び程度に応じ、施設への入所又はその利用により、適切な保護、医療、生活指導その他の指導、機能回復訓練その他の訓練又は授産を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導若しくは訓練が行われ、又は日常生活を営むのに必要な便宜が供与されるよう必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の障害を補うために必要な補装具その他の福祉用具の給付を行うよう必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、前三項に規定する指導、訓練及び福祉用具の研究及び開発を促進しなければならない。

第十一条の見出し中「重度心身障害者」を「重度障害者」に改め、同条中「心身障害者」を「障害者」に、「心身障害者」を「障害者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第一項中「心身障害者」を「障害者」に、「心身障害」を「障害」に改め、同条第二項中「心身障害者」を「障害者」に改め、「調査研究」の下に「及び環境の整備」を加える。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除
第十四条第一項中「心身障害者」を「障害者」に改め、「するたため」の下に「その障害の種類、程度等に配慮した」を加え、同条第二項中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第十五条を次のように改める。
(雇用の促進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。

2 事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用に關し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用の管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

第十六条中「心身障害者」を「障害者」に、「行なわれ」を行われに改める。

第十七条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第十八条第一項中「及び第三項」を、「第十條の二第一項及び第四項」に改める。

第十九条第二項中「心身障害者」を「障害者」に、「第十條第一項に規定する用具」を「第十條の二第三項に規定する福祉用具」に改める。

第二十条及び第二十一条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第二十二条の見出し中「等」を削り、同条第一項

中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。
(公共的施設の利用)

第二十二条の二 国及び地方公共団体は、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設を障害者が円滑に利用できるようにするため、当該公共的施設の構造、設備の整備等について配慮しなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設の構造、設備の整備等について障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者が設置する交通施設その他の公共的施設の構造、設備の整備等について障害者の利用の便宜を図るための適切な配慮が行われるよう必要な施策を講じなければならない。
(情報の利用等)

第二十二條の三 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、電気通信及び放送の役務の利用に關する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 電気通信及び放送の役務の提供を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

第二十三條中「心身障害者及びこれを」を「障害者及び障害者」に、「心身障害者」を「障害者」に改める。

第二十四條中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第二十五條中「心身障害者」を「障害者」に、「行なう」を行行に改める。

第二十六條中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案

第三章 障害の予防に關する基本的施策
第二十六條の二 国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に關する調査研究を促進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。
第四章 心身障害者対策協議会
第二十七條の前の見出し及び同条第一項中「中央心身障害者対策協議会」を「中央障害者施策推進協議会」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「心身障害者」を「障害者」に改め、同項第三号とし、同項第一号中「心身障害者」を「障害者」に改め、同項第二号とし、同項の次に次の一号を加える。

一 障害者基本計画に關し、第七條の二第四項に規定する事項を処理すること。
第二十八條第二項中「及び学識経験のある者」を「学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に關する事業に従事する者」に改め、同条第四項中「学識経験のある者」の下に「障害者及び障害者の福祉に關する事業に従事する者」を加える。

第三十條を次のように改める。
(地方障害者施策推進協議会)
第三十條 都道府県(地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を含む。以下同じ。に、地方障害者施策推進協議会を置く。

2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 当該都道府県における障害者に關する施策の総合的かつ計画的な推進に關して必要な事項を調査審議すること。
二 当該都道府県における障害者に關する施策の推進に關して必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議させるため、連絡調整を要する事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。)、第七條の次に一條を加える改正規定、第四章の章名の改正規定、第二十七條の前の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、第二十八條第二項及び第四項の改正規定、第三十條の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

2 第七條の次の一條を加える改正規定の施行の實際に策定されている障害者のための施策に關する国の基本的な計画であつて、障害者の福祉に關する施策及び障害者の予防に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この法律による改正後の障害者基本法の規定により策定された障害者基本計画とみなす。
(地方自治法の一部改正)
3 地方自治法昭和二十二年法律第六十七号の二の一部を次のように改正する。
別表第七中「地方心身障害者対策協議会」を「地方障害者施策推進協議会」に、「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に、「第三十條第一項」を「第三十條第二項」に、「心身障害者」を

絡調整を要する事項を調査審議すること。
3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

4 市町村(指定都市を除く。)は、当該市町村における障害者に關する施策の総合的かつ計画的な推進に關して必要な事項及び障害者に關する施策の推進に關して必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。)、第七條の次に一條を加える改正規定、第四章の章名の改正規定、第二十七條の前の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、第二十八條第二項及び第四項の改正規定、第三十條の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

2 第七條の次の一條を加える改正規定の施行の實際に策定されている障害者のための施策に關する国の基本的な計画であつて、障害者の福祉に關する施策及び障害者の予防に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この法律による改正後の障害者基本法の規定により策定された障害者基本計画とみなす。
(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法昭和二十二年法律第六十七号の二の一部を次のように改正する。
別表第七中「地方心身障害者対策協議会」を「地方障害者施策推進協議会」に、「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に、「第三十條第一項」を「第三十條第二項」に、「心身障害者」を

絡調整を要する事項を調査審議すること。
3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

4 市町村(指定都市を除く。)は、当該市町村における障害者に關する施策の総合的かつ計画的な推進に關して必要な事項及び障害者に關する施策の推進に關して必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。)、第七條の次に一條を加える改正規定、第四章の章名の改正規定、第二十七條の前の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、第二十八條第二項及び第四項の改正規定、第三十條の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者」を、「連絡調整に関する」を「連絡調整を要する事項の調査審議に関する」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第七条の二第四項の規定に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画の案を作成すること。

理由

障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害者のための施策に関する基本的理念を定めるとともに、障害者の日及び障害者のための施策に関する基本的な計画に関する規定を設けることとするほか、雇用の促進、公共的施設の利用、情報の利用その他障害者のための施策の基本となる事項に関する規定、障害者施策推進協議会に関する規定等について所要の改正を行うこと等障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話 03
(3587)
4294

定 額 本号一部 一〇三円
送料別